

名古屋市告示第529号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年11月 7日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 あん摩・マッサージ

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
オーロラ治療院	名古屋市名東区高針台一丁目 107番地	令和 6年 9月27日
河原 風雅		
島田ハリ灸院	名古屋市天白区池場二丁目3216番地	令和 6年 9月12日
久留宮 千枝		

2 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
オーロラ治療院	名古屋市名東区高針台一丁目 107番地	令和 6年 9月27日
河原 風雅		
島田ハリ灸院	名古屋市天白区池場二丁目3216番地	令和 6年 9月12日
久留宮 千枝		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課